

沼津市障害者自立支援協議会における 日中サービス支援型共同生活援助事業者の評価について

1 日中サービス支援型共同生活援助の概要

平成 30 年 4 月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正に伴い、共同生活援助（グループホーム）の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されました。

このサービスは、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設され、短期入所を併設して地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進、地域生活の継続等、地域生活の支援において中核的な役割を担うことが期待されています。

2 地域自立支援協議会への報告・評価について

「日中サービス支援型共同生活援助」は、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、年 1 回以上、事業の実施状況等を報告し、当該協議会から要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 213 条の 10）。

3 沼津市障害者自立支援協議会における評価について（予定）

- ① 「報告・評価シート（仮称）」を事業者から提出する。
↓
- ② 障害者自立支援協議会で「評価委員会（仮称）」を招集する。
↓
- ③ 事業者による口頭説明の場を設け、評価委員会による質疑応答を実施する。
↓
- ④ 事業者への評価、要望事項を報告・評価シートに記載して通知する。

「報告・評価シート（仮称）」の評価項目や「評価委員会（仮称）」の構成につき引き続き運営委員会にて検討し、今年度内に評価を実施する予定です。

参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日号外厚生労働省令第 171 号）（抜粋）

（協議の場の設置等）

第 213 条の 10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。